

雑損控除を受ける方の記載例

給与所得について年末調整を受けた方が、雑損控除を受ける場合

(損害に関する事項)				(控除額… ☒ と回のうちいずれか多い方の金額)			
損害の原因	災害	損害金額	13,500,000円	☒ 差し損失額－所得金額の10分の1 (赤字の場合0円)			
損害年月日	令和元年6月16日	保険金などで補填される金額	13,000,000円	500,000円－5,226,000円×1/10＝△22,600円	⇒0円		
損害を受けた資産	住宅、家財	(差し損失額)	500,000円	☐ 差し損失額のうち災害関連支出の金額－5万円			
		差し損失額のうち災害関連支出の金額	350,000円	350,000円－50,000円＝300,000円			
				☒ 0円< ☐ 300,000円	… (雑損控除額) 300,000円		

国税庁HP 確定申告書等作成コーナーで作成できます。

なお、スマートフォンで申告することもできます (こちらをご覧ください。)

○ 手順等については、記載例において表示している「令和元年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書A用」の該当ページを参照してください。

【第一表】

令和2年2月17日 令和01年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

マイナンバー(個人番号)を必ず記入してください。

明治・「1」
大正・「2」
昭和・「3」
平成・「4」
令和・「5」

住所 〇〇市△△町X-X-X-X

氏名 国税 太郎

性別 男 氏名 国税 太郎 本人

生年月日 3501116 電話番号 XX-XXXX-XXXX

収入金額等 (単位は円)

給与	7140000
公的年金等	
その他	
配当	
一時所得	
雑所得	
合計	5226000

所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	
小規模企業共済等掛金控除	
生命保険料控除	
地震保険料控除	
寡婦・寡夫控除	0000
勤労学生・障害者控除	0000
配偶者(特別)控除	0000
扶養控除	0000
基礎控除	0000
⑥から⑮までの計	2589196
雑損控除	300000
医療費控除	
寄附金控除	
合計	2889196

税金

課税される所得金額	2336000
上の①に対する税額	136100
配当控除	
(特定増収等)区分	00
生計維持金等特別控除	
政党等寄附金等特別控除	
住宅ローン控除	
災害減免額	
復興特別所得税額	2858
所得税及び復興特別所得税の額	138958
源泉徴収税額	169500
申告納税額	00
還付される税金	30542
配偶者の合計所得金額	
雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額	
未納付の源泉徴収税額	
申告期限までに納付する金額	00
延納届出額	000

○ 「(参考)給与所得の源泉徴収票」から第一表、第二表に転記する箇所を、番号(①～⑨)で表示しています。

- 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから記入します。
- 申告書は、黒いインクのボールペンで、強く記入します。※この手引きでは、記入した部分を便宜上青色で印刷しています。
- 2枚目は複写式の控えになっていますが、申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例①

縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

記入例②

1234567890

記入例③

80000
70000

【第二表】

令和 01 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 A

手順1
9ページ参照

手順2
10ページ参照

25ページ参照

手順6
27ページ参照

住所 ○○市△△町X-X-X-X
フリガナ コケイ タロウ
氏名 国税 太郎

○ 所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	源泉徴収税額
給与	○○産業株式会社 ○○区○○-x-x-x	7,140,000	169,500
⑤		①	④

③ 源泉徴収税額の合計額 169,500

○ 雑所得（公的年金等以外）・配当所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等

○ 住民税に関する事項

氏名 国税 二郎 子 ⑨ 22・8・5
⑩ 16 歳未満の扶養親族
個人番号 XXXXXXXXXX
給与・公的年金等に係る所得以外（令和2年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る住民税の徴収方法の選択
配当に関する住民税の特例
非居住者の特例
配当割額控除額
寄附金
税額控除
別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所

管理番号 FA0068

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類	支払保険料	掛金の種類	支払掛金
⑥ 社会保険料控除		⑦ 小規模企業共済等掛金控除	
合計		合計	

⑧ 新生命保険料の計	旧生命保険料の計
⑨ 新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
⑩ 介護医療保険料の計	
⑪ 地震保険料の計	旧長期損害保険料の計

⑫ 寡婦（寡夫）控除
⑬ 勤労学生控除
⑭ 障害者控除
⑮ 配偶者の氏名 生年月日 配偶者控除
⑯ 扶養親族の氏名 続柄 生年月日 控除額
⑰ 扶養控除額の合計

氏名 明・大 昭・平

⑱ 災害損失額のうち災害関連支出の金額

災害の種類	災害年月日	災害を受けた資産の種類など
⑲ 災害損失額	1・6・16	住宅、家財
⑳ 災害損失額		

⑳ 災害損失額 13,500,000 ㉑ 災害損失額 13,000,000 ㉒ 災害損失額 350,000

災害の種類	災害年月日	災害を受けた資産の種類など
㉓ 災害損失額	1・6・16	住宅、家財
㉔ 災害損失額		

災害の種類	災害年月日	災害を受けた資産の種類など
㉕ 災害損失額	1・6・16	住宅、家財
㉖ 災害損失額		

○ 特例適用条文等

○ 年末調整を受けた給与を有する方は、控除額が年末調整を受けた金額と同じ所得控除については、第二表の該当欄の記入を省略することができます。

※ 控除額が年末調整を受けた金額と異なる所得控除については、第二表に必要な事項を記入してください。
配偶者控除又は扶養控除について、控除額が年末調整を受けた金額と異なるため第二表に記入が必要な場合には、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族のマイナンバー（個人番号）も記入する必要があります。

○ 「住民税に関する事項」の「同一生計配偶者」の欄（※）及び「16 歳未満の扶養親族」欄については、記入の対象となる方のマイナンバー（個人番号）を記入する必要があります。

※ 申告される方の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合で、同一生計配偶者がいるときに記入が必要です。

令和元年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所 又は 居所	〇〇市△△町×-××-×										(受給者番号)										
												(役職名)										
												氏名 (フリガナ) コクゼイ タロウ										
												名 国税 太郎										
種 別		支 払 金 額			給与所得控除後の金額			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額											
給与・賞与		内① 7 140 000 千円			② 5 226 000 千円			③ 2 589 196 千円			内④ 169 500 千円											
(源泉) 控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別) 控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数											
有 無		老人		特 定			老 人		そ の 他		特 別											
○		380 000 千円		1 人 従 人			1 人 従 人		1 人 従 人		1 人 従 人											
社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額										
内 1,073 千円				196 千円				105 000 千円				21 000 千円										
(摘要)																						
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額		旧長期損害保険料の金額										
25,000 円		35,000 円		90,000 円						25,000 円												
住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除(1回目)		住宅借入金等特別控除(2回目)		住宅借入金等特別控除(1回目)		住宅借入金等特別控除(2回目)		住宅借入金等特別控除(1回目)		住宅借入金等特別控除(2回目)										
(源泉・特別) 控除対象配偶者		氏名 (フリガナ) コクゼイ リョウコ		区分		配偶者の合計所得		0 円		国民年金保険料等の金額		旧長期損害保険料の金額										
		個人番号																				
控除対象扶養親族		1 (フリガナ) コクゼイ イチロウ		区分		16歳未満の扶養親族		1 (フリガナ) コクゼイ ジロウ		区分		(備考)										
		氏名 国税 一郎						氏名 ⑨ 国税 二郎														
		個人番号						個人番号														
		2 (フリガナ)		区分				2 (フリガナ)		区分												
		氏名						氏名														
		個人番号						個人番号														
		3 (フリガナ)		区分				3 (フリガナ)		区分												
		氏名						氏名														
4 (フリガナ)		区分		4 (フリガナ)		区分																
		氏名						氏名														
		個人番号								個人番号												
未成年者	外国人	死亡退職者	災害者	乙欄	本人が障害者	その他	寡	妻	夫	勤労学生	中途就・退職			受給者生年月日								
											就職	退職	年	月	日	明	大	昭	平	年	月	日
													元					○		50	11	16
(受給者交付用)	支払者													⑤ 住所(居所)又は所在地			〇〇区〇〇 ×-×-×					
														氏名又は名称			〇〇産業株式会社					
														(電話)			××-××××-××××					

(注) 平成31年4月1日以後に提出する申告書等については、源泉徴収票等の添付又は提示が不要となりました。なお、申告書等には、源泉徴収票等の内容を記載する必要があります。税務署等で申告書等を作成する場合には、源泉徴収票等が必要ですので、忘れずにお持ちください。